

● 令和 5 年度 全漁調連 政府要望提案 (東京海区)

要望

日本沿岸へのカツオ資源の来遊量回復に向けた取組強化について

要望に至った経緯

東京都の島しょ地域において、春に北上するカツオを対象とする曳縄漁業は大変重要な漁業である。しかしながら、近年、曳縄で漁獲されるカツオは不漁傾向が著しく、また、このような状況は、日本の他の沿岸地域でも同様な状況である。

漁獲量の低迷については、太平洋を広範囲に回遊するカツオが、日本沿岸に来遊する前に赤道海域で大型まき網漁船により大量に漁獲され、カツオの来遊資源の減少を招いていることが主な原因の一つではないかとの指摘もある。

その一方で、WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）においては、加盟する島嶼国の多くからは、資源状態も良好であるとして日本の主張が通らず、管理措置の強化について合意に至らないままにきている。

太平洋を広く回遊するカツオ資源は、国際的な取組による調査等が進められているが、近年の漁獲低迷を脱するためには、よりの確な資源状況を把握し、日本沿岸へのカツオ資源の来遊量を回復させることが急務である。

要望内容

1 赤道海域における漁獲と日本沿岸におけるカツオの来遊量との因果関係について、引き続き究明を進め、国際的な管理機関における働きかけを進めること。

2 日本沿岸のカツオ資源については、来遊量の低迷が続くため、限られた魚群に対し、大臣許可である大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の大型船と沿岸曳縄漁業の小型船との間で、漁場競合等が生じている。

沿岸漁業の安定した操業確保のため、大臣許可漁業との資源利用並びに操業調整の対策や取組を進めること。

● 令和5年度 全漁調連 政府要望提案 (東京海区)

要望

大中型まき網漁船のVMS航跡情報の運用・活用について

要望に至った経緯

大臣許可漁業におけるVMS設置の義務付けについては、大中型まき網漁業は平成24年の許可の一斉更新から、29年の一斉更新からは指定漁業の全許可船に行われている。しかし、指導・取締りの目的のみに使用することを条件に導入した経緯を理由として、航跡情報を直接確認できるのは水産庁担当者に限られ、都道府県の取締担当者も確認することができない。

令和2年12月1日改正漁業法が施行され、第52条第2項において、VMSの設置命令が新たに規定される一方で、指定漁業の一斉更新の制度は廃止となった。また、同法第6条の「国及び都道府県の責務」として、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るための必要な措置を講ずることが規定された。

大臣許可漁業については、TAC制度、さらにIQ導入とともに、漁船の大型化等の規制緩和も措置され、沿岸の小型船が出漁困難な荒天時にも、同じ水産資源を、市場価値のある時に、効率的に漁獲することが可能になり、改革の恩恵を受けることになった。一方、沿岸の小型船にとっては、優良な漁場から資源を先取りされ、逆に、操業や経営の圧迫につながる。

また、国は「水産資源の持続的利用」と「産業としての持続的成長」を実現するスマート水産業を提唱し、水産資源の減少と魚価の低下を招く漁場競合の防止のため、操業情報の開示による資源管理の促進と漁家経営の安定を両立する試みも、国から紹介されている。そのため、大中型まき網漁業と沿岸漁業との円滑な操業調整については、新たに漁業法の柱となった資源管理施策の推進のために、VMS航跡情報も参考にして、国及び都道府県の担当者双方が協力した体制で、取り組めるよう要望する。

については、沿岸資源の適正な利用のため、「資源管理の積極的な取組み」や「経営の維持安定化の取組み」に不可欠なVMS情報の多様な運用や活用を図るよう、次の事項を要望する。

要望内容

- 1 沿岸漁業と沖合漁業とで競合する水産資源や漁場において、沿岸資源の適正な利用や新たな数量管理への移行の取組み、資源評価の向上等には、操業状況の把握は必須である。そのため、VMS情報の多様な活用等について、

国及び都道府県における意見交換や検討会の場を設けること。

2 沿岸漁業と沖合漁業が競合する海域・漁場については、漁業法改正等に伴い、改めて、水産資源の適切な管理や漁業秩序の確立等を推進するため、国、都道府県及び関係漁業者等の円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。

● 令和5年度 全漁調連 政府要望提案 (東京海区)

要望

伊豆諸島・小笠原海域における外国漁船の違法操業の取締り強化等について

要望に至った経緯

東京海区では、従来から小笠原海域における台湾漁船による違法操業について、取締り強化の要望提案を毎年提出してきた。

更に、平成26年9月には、中国のサンゴ密漁船が小笠原海域に止まらず伊豆諸島海域にまで、多いときには1日200隻以上押し寄せ、違法操業が堂々で行われるという事態が発生した。その後、水産庁や海上保安庁による監視・取締りの体制強化や罰則強化が行われるとともに、中国当局に対する政府間交渉等によって、密漁船は確認されなくなっている。

また、令和3年3月には小笠原に大型巡視船が配備され、監視及び取締りの強化が図られたところである。

しかしながら、地元漁業者が大切にしてきた貴重なサンゴ資源が毀損されたばかりでなく、漁具の廃棄などによりサンゴ以外の水産資源の生育環境の悪化、漁場の荒廃により、いまだに漁業操業に多大なる支障を招いている。

違法操業は、地元漁船のみならず同海域における他県漁船の操業にも多大な影響を与え、また、年々、大型外国漁船が、日本近海の公海において、水産資源を大量に漁獲する操業も新たな脅威となり、不安感も増している。今後、外国漁船の違法操業が二度と繰り返されることのないよう、次の事項を強く要望する。

要望内容

1 伊豆諸島・小笠原海域における取締り体制を一層強化し、外国漁船の違法操業に対する徹底した取締りを実施すること。

2 放置されたサンゴ網等を除去し、早期に漁場回復が図られるよう対策の充実、強化をすること。